

総務庁長官 石田 幸四郎 殿

統計審議会会長 中村 隆英

諮問第243号の答申
1995年農業センサスの計画について

1995年農業センサスは、我が国の農業における生産・就業等に係る基本的構造の実態及び土地、労働力などの資源総量を把握することを目的とする調査である。

本センサスの計画について慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 本センサスの課題と新たな対応について

(1) 本センサスでは、新たな農業政策の推進に対応して農業の実態をよりの確に把握するため、次の措置を講ずることとしている。

- ① 農業サービス事業体等に関する実態把握対象の米麦以外の作物への拡大、経営耕地の分散状況など新たな調査事項の追加
- ② 農家類別分類から農業主副業別分類への移行、経営耕地面積規模のうち大規模階層の細分化など結果の表章を効果的に行うための分類等の変更

(2) また、調査の簡素化・効率化を図るため、前回の計画に係る当審議会の答申（平成元年3月10日付け統審議第6号）を踏まえ、次の措置を講ずることとしている。

- ① 調査項目の削減
- ② 調査客体の負担増加の回避を前提とした自計申告の項目の拡大など

(3) これらの措置は時宜にかなった合理的なものであり、計画全体についてもおおむね妥当と認められる。

2 本センサスに関し留意すべき事項について

本センサスに関し、調査の正確性の確保、調査客体の負担の軽減、調査結果の利用の拡大などの観点から、次の諸点について措置することが必要である。

(1) 用語の定義の明確化

農家以外の農業事業体と農業サービス事業体とは、基本的には、農業経営を業としているか農作業の請負いを業としているかにより区分される。しかし、実態的には、この農業経営及び農作業の請負いの内容、これらを一事業体が行っている場合の取扱いなどに関し、簡明な区分が難しくなっている。したがって、それぞれの定義の一層の明確化に努めるほか、調査の手引などで具体的な判断事例を多く示すこと。

また、両事業体の実査担当組織が異なる（農家以外の農業事業体については地方公

共団体、農業サービス事業体については農林水産省地方統計情報事務所) ため、両事業体の把握に関し混同、漏れ及び重複が生ずる恐れがある。このような調査上の誤りを防ぐため、事業体リストの適切な突合を行うよう実査担当組織を指導すること。

さらに、調査票の用語の中には、「農作業で機械を操作した人」の「農作業」、耕地の分散状況を把握するための「団地」など概念・範囲が曖昧なものがあるので、調査の手引などで明確な定義を示すこと。

(2) 調査客体への配慮

自計申告の項目の拡大が調査客体の負担増加につながることをないよう、調査の趣旨、記入の仕方などを簡明に説明した資料の配布などについて配慮すること。

(3) 結果公表の早期化

調査結果については、調査票の審査や集計方法の効率化などにより、関連調査を含めての公表の早期化及び磁気テープ、電算機の出力用紙など、効果的な提供の方法の活用について一層配慮すること。特に、都道府県ごとの結果については、地域農業統計の早期の利活用を図るため、速やかな公表が可能となるよう配慮すること。

(4) その他

① 各種標本調査の実施のための母集団の整備の観点から、各農家に関する情報を付加すること及び法人経営体に関する母集団情報の整備を新たに行っていることは妥当である。今後とも母集団の整備に努めるとともに、適切な情報提供について検討すること。

② 耕地面積など資産に関する実態の正確な把握の困難性にかんがみ、その適切な調査方法の今後の検討のため、事後調査において、本調査による耕地面積などの結果の精度、誤差の要因などの把握に一層留意すること。

③ 平成6年度に実施することとしている林業に関する動態調査の計画策定に当たっては、戦後植林された山林が伐期を迎えつつあり林業の構造及び経営の実態の把握が今後重要となることから、本センサスで削除した林業従事者に関する事項などを調査事項に加えるほか、2000年農林業センサスでの調査手法、調査内容等を勘案して、林業に関する実態把握のための効果的な調査となるよう配慮すること。